

水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託の公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、秩父広域市町村圏組合水道局（以下「本水道局」という。）が管理する取水施設、浄水施設、配水施設等（以下「浄水場等」という。）について、施設の適切な運転を図るための保守点検及び休日、夜間時間外での警報対応等を業務委託し、より効率的な維持管理や適正処理を行うことができる事業者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託

(2) 発注者

秩父広域市町村圏組合

(3) 業務内容

本業務の内容は、緊急対応業務と保守点検業務を含めた業務とする。

(4) 履行期間

本業務に係る期間は、以下のとおりである。

なお、契約締結後、業務の引き継ぎ調整期間（以下「準備期間」という。）を設ける。

① 準備期間：契約締結の日から令和7年3月31日まで

② 履行期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）

(5) 提案上限額

3年間で総額金99,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。ただし、準備期間については支払の対象としない。

※この金額は契約金額を示すものではない。価格提案書（様式第7号）に記入する提案価格については、消費税及び地方消費税相当額を含む額とする。

(6) 業務場所

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町地内

3 実施形式

(1) 審査方式

本プロポーザルは公募型とし、審査は二段階審査（第一次審査、第二次審査）方式で行う。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加表明者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

(2) 審査主体

参加表明書等（第一次審査）及び技術提案書等（第二次審査）の審査については、別に定める「秩父広域市町村圏組合水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき設置する水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」

という。)において行うものとする。

なお、選定委員会の会議は非公開とする。

(3) 第一次審査

事務局で参加表明書等の審査・評価を行い、技術提案書等の提出を要請する3者程度を選定する。

(4) 第二次審査

第一次審査で選定された者から技術提案書等の提出を受け、プレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで選定委員会による評価を行い、受注候補者1者及び次点者1者を特定する。

なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

4 全体スケジュール

内 容		日 程
第一次審査	実施要領等の公表	令和6年12月9日(月)
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和6年12月9日(月) ┆ 令和6年12月16日(月)
	質問書に対する回答	令和6年12月18日(水)
	参加表明書等の提出期限	令和6年12月25日(水)
	第一次審査	令和6年12月26日(木) ┆ 令和7年1月8日(水)
	第一次審査結果の送付	令和7年1月10日(金)
第二次審査	技術提案書等に関する質問書受付期間	令和7年1月14日(火) ┆ 令和7年1月24日(金)
	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年2月3日(月)
	審査報告	令和7年2月10日(月)
	最終審査結果通知及び公表	令和7年2月中旬

5 実施要領等の公表

(1) 公表の方法

令和6年12月9日(月)から令和6年12月25日(水)まで本組合ホームページにて公表する。

<https://www.c-kouiki.jp>

(2) 実施要領等の配付期間

令和6年12月9日(月)から令和6年12月25日(水)まで

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。
 - ①本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、令和5・6年度秩父広域市町村圏組合物品等入札参加資格者名簿（物品・役務）に業種「設備等点検・検査業務」、細目「その他設備等」で取扱品目「水道施設設備」として登載されていること。
 - ② 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間）に日本国内における他の地方公共団体等の水道施設運転管理業務において、凝集沈殿による急速ろ過方式の施設（処理能力 10,000 m³/日以上）の施設の運転管理業務を元請で受注し、完了又は履行中の実績を有すること。なお、運転管理業務は、明示した期間内において1年以上継続して実施しているものとする。※実績を証する書類の写しを提出すること。
 - ③ 本業務の履行において配置する業務従事者は受注者の正社員を配置できること。
 - ④ 次に掲げる資格を有する者を本業務に配置できること。

（業務統括責任者）

 - ア 水道浄水施設管理技士3級を有し、10,000 m³/日以上水道施設運転管理業務を2年以上経験していること。
 - イ 酸欠・硫化水素危険作業特別教育修了者

（業務従事者）

 - ア 危険物取扱者 乙種4類
 - イ 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者の資格取得者
 - ウ 第一種普通自動車運転免許所持者
 - エ 本業務の履行上法令で定められたその他の資格を含む。

※ アからエの資格は本業務従事者（業務統括責任者を含む）の1名以上が資格を有しなければならない。
 - ⑤ 業務従事者は、本業務と同種又は類似業務の実務経験がある者を配置できること。なお、業務統括責任者を含め業務従事者の2分の1以上は、同種業務での1年以上の実務経験があること。※本業務の発注手続きにおける当該業務と同種又は類似の業務とは、以下のとおりとする。

同種業務：水道施設における運転管理を行う業務

類似業務：下水道処理施設又はし尿処理施設における運転管理を行う業務
 - ⑥ 1 契約期間中の保証金額の限度額が10億円以上の賠償保険への加入
 - ⑦ ISO9001、14001、55001を契約事業所で取得していること。
 - ⑧ プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

7 参加者の制限

次に該当する場合は参加者となることができない。

- (1) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (2) 本プロポーザル手続き開始日において、国税を滞納している者。また、秩父圏域の市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に本店、支店、営業所を有する者において、その所在する市町税を滞納している者。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (4) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申し立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てがなされている者
- (5) 本プロポーザル手続き開始日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、秩父広域市町村圏組合の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

8 参加表明書等の提出

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類の提出をもって、公募書類の記載内容を承諾したものとする。

提出書類	様式等	提出部数
①公募型プロポーザル参加表明書	様式第1号	1部
②会社概要書	様式第2号	2部
③会社の登記簿謄本（直近3箇月以内のもの） 同上	— —	原本1部 写し1部
④同種業務委託契約実績書	様式第3-1号	各2部
⑤直近3事業年度の財務諸表の写し	—	
⑥業務統括責任者の経歴書	様式第3-2号	
⑦業務実施体制予定表	様式第3-3号	
⑧添付資料 ・会社概要が記載されたパンフレット等 ・保有資格を証するものの写し	—	各2部

<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し (業務統括責任者、配置予定業務従事者) 		
<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格登録証の写し 同種業務委託契約実績を確認できる書類 		
<ul style="list-style-type: none"> 各様式備考欄に記載する資料 		
<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書(直近3箇月以内のもの) 		原本1部

※実績を確認できる書類の中で、参加者の機密事項に係る部分については黒消し等の処理を可とする。

※②～⑦の提出書類を左上でホチキス留めすること。(③の原本は除く。)

(2) 提出方法

令和6年12月9日(月)から令和6年12月25日(水)までの期間に持参又は郵送にて提出すること。持参による受付時間は、開庁時間内(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、令和6年12月25日(水)必着とする。

(3) 提出先

本要領16の提出先とする。

(4) 審査

本要領8によって提出された書類に基づき、第一次審査を行う。

(5) 質問等

参加表明書等に関する質問(第一次審査に係る質問に限る。)については、質問書(様式第4号)により本要領16の提出先へ令和6年12月9日(月)から令和6年12月16日(月)までの期間に電子メールにて提出するものとする。

電子メールの件名は「水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託プロポーザル質問書」とすること。なお、必ず電子メール送信後に到着確認の電話連絡を行うこと。

(6) 回答方法

質問に対する回答については、質問回答書として一括とりまとめを行い、令和6年12月18日(水)午後5時15分までに、本組合ホームページにて掲載するものとする。

(7) 通知

審査結果については、令和7年1月10日(金)に発送する。

9 技術提案書の作成及び提出

(1) 技術提案書等の提出は、第一次審査の結果、技術提案書等の提出を要請された者のみとし、次に掲げる書類を必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
A 技術提案書等提出書	様式第5号	1部(正本)
B 業務実施方針	任意様式(A4サイズ縦・片面1枚)	正本1部 副本11部
C 課題に対する提案書	様式第6-1号～	カラー印刷

	様式第6-4号	(左上1箇所をホチキス留で提出すること)
D 価格提案書	様式第7号	1部

(2) 業務実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、業務推進に当たって、特に配慮すべき事項について記載すること。

(3) 課題に対する提案

提案書は、以下のテーマについて文書で簡潔に記載すること。

【テーマ1】

緊急対応業務

【テーマ2】

ポンプ保守点検業務

【テーマ3】

水質計器保守点検業務

【テーマ4】

災害等（感染症含む）応援対応

(4) 価格提案書

価格提案書（様式第7号）は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの業務委託に係る価格とし、消費税及び地方消費税相当額を含む額とすること。ただし、業務実施準備に係る費用については、参加者の負担とする。

(5) 作成上の基本事項

ア 提案書の各様式については、A4サイズ3枚までとする。ただし、それに加え図表・図面用としてA3サイズ1枚（片面のみ使用可）を様式ごとに用いることを可とする（図表・図面をA4サイズ3枚の方に掲載することも可）。A3サイズを用いた場合は空きスペースに様式番号を振ること。また、様式ごとに通し番号を振ること。

（例：3ページ中1ページ目、4ページ中2ページ目等）

イ 使用する文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表・図面中の文字サイズについては、この限りでない。なお、技術提案書の提出に際しては製本をせずにB・C・Dを一箇所ホチキス留め（左上）とすること。

ウ 正本には会社名、所在地、代表者の役職及び氏名を記載し、押印すること。

また、副本には会社名等の記載や押印は一切行わないこと。合わせて、第一次審査の公平性、透明性を確保する観点から、ロゴや名称等事業者が推測、推定できるものは不掲載又は黒消し処理を行ったうえ提出すること。

(6) 提出方法

令和7年1月14日（火）から令和7年1月24日（金）までの期間に持参により提出すること。持参による受付時間は、開庁時間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）とする。

(7) 提出先

本要領16の提出先とする。

(8) 技術提案書等のプレゼンテーション

プレゼンテーションの実施は、次のとおり予定し、詳細については、別途連絡する。

ア 実施場所 秩父広域市町村圏組合クリーンセンター3階大会議室

イ 参加所者のプレゼンテーション出席数 3名以内

ウ プレゼンテーション時間60分以内

- ・機器等の準備 10分
- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応対 10分
- ・機器等の撤去 10分

エ プレゼンテーション実施にかかる持込機材は、全て参加者が準備する。ただし、スクリーンについては、組合が準備する。

オ プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

カ 組合は、提案内容を正確に記録するため、録音等を行う。ただし、記録したものは、審査以外には使用しない。

10 応募に係る書類の作成及び提出に関する留意事項

(1) 本プロポーザルの延期、中止、取消等

本水道局は、やむを得ない理由により、本プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあってもその損害を請求できないものとする。

(2) 費用負担

本プロポーザルへの参加申込から契約締結に至る全ての手続きに必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用言語、単位等

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

① 提出書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、公表その他本組合が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本組合は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。

② 提出された書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差替え又は再提出は、本組合が指示した場合を除き認めない。

(5) 参考資料の取扱い

本組合が提供する参考資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても本組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。

(7) その他

本水道局が提示する通知文書、回答書、資料等は、公募書類と同等の効力を有するものとする。

1 1 無効となる技術提案書

- (1) 本要領に規定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
- (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられたもの
- (5) 設定した条件を満たしていない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの

1 2 審査及び評価

(1) 第一次審査

ア 審査方法

事務局において参加表明書等の書類審査・評価を行い、技術提案書の提出を要請する者を3者程度選定する。選定されなかった者は、以降のプロポーザルには参加できない。

イ 実施日

令和6年12月26日（木）から令和7年1月8日（水）

ウ 結果の通知

第一次審査で選定された者に対し、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。

第一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面にて郵送で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切できないものとする。

審査委員会における審査及び評価結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表する。

(2) 第二次審査

ア 審査方法

提出された技術提案書の内容について審査を行い、プレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリングを行ったうえで、受注候補者1者及び次点者1者を特定する。

イ 実施日

令和7年2月3日（月）

ウ 留意事項

説明者は3名以内とし、当該業務における配置予定である業務統括責任者は必ず出席すること。説明は提出された技術提案書に記載した内容のとおりとする。パソコン、プロジェクターその他のOA機器については参加者で準備・設置すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは本組合が用意する。

また、説明資料の追加は一切認めない。なお、プレゼンテーション並びにヒアリングに際して参加者の企業名などが特定、連想できるような名称、言葉使い等は行わないこと。

エ 結果の通知

第二次審査で特定された受注候補者及び次点者に対しては、書面にて郵送で通知する。

第二次審査の結果、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面にて郵送で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切できないものとする。

審査委員会における審査及び評価結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表する。

(3) 評価項目

各審査における評価項目及び評価基準、配点は以下のとおりとする。

第一次審査の評価項目

区分	評価項目	評価基準	配点
基本的事項	企業の信頼性	・自己資本比率	5
		・経常利益の黒字期間(直近3事業年度)	
	企業の信頼性	・プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、個人情報情報の漏洩、滅失、き損または改ざんの防止その他の個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる。	5
	他の地方公共団体等での業務実績	・過去10年間に日本国内における他の地方公共団体等の水道施設運転管理業務において、凝集沈殿による急速ろ過方式の施設(処理能力10,000 m ³ /日以上)の施設の運転管理業務を元請負で1年以上継続して実施した実績	20
	業務統括責任者の実務経験	・業務統括責任者の同等施設又はそれを超える規模の施設の運転実務経験年数	15
	配置予定人員	・配置予定人員数	5
合計			50

第二次審査の評価項目

区分	評価項目	評価基準	配点
提案内容	業務実施方針	・業務の理解度	10
	【テーマ1】 緊急対応業務	・緊急対応(連絡体制・警報対応・復旧作業) ・適正な人員配置及び有資格者の配置 ・人員の欠員が出た場合の対応	25

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了後に次の受注事業者スムーズに業務移管ができる体制 ・労働者の適切な労働条件 ・従業員の教育体制、研修等 ・安全衛生管理の取組 	
	【テーマ2】 ポンプ保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備機器等の点検・修繕 ・修繕計画、更新計画の提案 	20
	【テーマ3】 水質計器保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備機器等の点検・修繕 ・修繕計画、更新計画の提案 	20
	【テーマ4】 災害等（感染症含む）応援対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における組織、人員体制、連絡体制 	5
小計			80
価格評価	価格提案	<ul style="list-style-type: none"> ・価格提案書における提案価格から、一定の算出方法によって点数化 	20
合計			100

1.3 契約の締結

(1) 契約の締結

本水道局は、第二次審査により受注候補者として特定された者と本事業に係る業務委託契約の締結交渉を行う。契約交渉が不調となった場合や、参加資格要件等を満たさないと認められた場合などは、次点者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 契約の方法

本水道局と受注候補者として特定された者において随意契約により業務委託契約を締結する。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、技術提案書記載内容を尊重し、本水道局と受注者の協議のうえ決定するものとする。また、配置予定の水道浄水施設管理技士3級は特別の理由により本組合がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更は認めない。

1.4 参加者の失格等

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 本要領 2 (5) に示す提案上限額を超える提案を行った場合
- ⑤ 本要領 6 に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング時に、指定された者以外の者が出席した場合
- ⑦ その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

(2) 参加の辞退

本プロポーザルに参加表明を行った後に参加を辞退するときは、参加辞退届(様式第 8 号)を提出すること。

なお、技術提案書の提出を要請された者が技術提案書提出期限を経過しても技術提案書を提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

1 5 その他

(1) 費用

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は受注候補者の特定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、本組合が事業者選定の公表等に必要の場合には、本組合は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとする。

(3) 情報公開

提出された書類は、秩父広域市町村圏組合情報公開条例(平成 2 8 年秩父広域市町村圏組合条例第 1 8 号)により、個人情報及び事業者の技術ノウハウを除き、原則公開の対象となる。このため、公表しないとの条件で提出書類に記載する参加者が保有する特別な技術情報等に関しては、提出書類に本プロポーザルの審査に使用する以外には秘匿とする旨を明記するものとする。なお、秘匿とする部分については、書類全体ではなく特定部分に限定すること。

提案採用後の実装等により、秘匿とする指定をされた部分についても、公益上の理由で公開とする場合もある。

(4) 技術提案書の公開

受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。

1 6 書類等の提出先・連絡先・問合せ先

秩父広域市町村圏組合水道局浄水課
〒368-0054 埼玉県秩父市別所 5 3 8
TEL 0494-25-5221 FAX 0494-23-6444
E-mail jousui@union.chichibukouiki.lg.jp